

○ 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）（附則第四十九条関係）

改正案	現行
（勤労者財産形成給付金契約等） 第六条の二 この法律において「勤労者財産形成給付金契約」とは、事業主が、その事業場（勤労者財産形成基金の設立に係る事業場以外の事業場に限る。以下この項において同じ。）の勤労者の財産形成に寄与するため、その事業場の勤労者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業場の勤労者の過半数で組織する労働組合がないときはその勤労者の過半数を代表する者との書面による合意に基づき、信託会社（信託業務を兼営する銀行を含む。）、生命保険会社（保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社をいう。）、農業協同組合連合会（農業協同組合法第十条第一項第八号の事業のうち生命共済の事業を行う農業協同組合連合会をいう。）、損害保険会社（保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社をいう。）又は証券投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第四項に規定する証券投資信託をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）の投資信託委託業者（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者をいう。以下この項及び次条第二項第五号において同じ。）（以下「信託会社等」と総称する。）と締結した勤労者を受益者とする信託（政令で定めるものに限る。）	（勤労者財産形成給付金契約等） 第六条の二 この法律において「勤労者財産形成給付金契約」とは、事業主が、その事業場（勤労者財産形成基金の設立に係る事業場以外の事業場に限る。以下この項において同じ。）の勤労者の財産形成に寄与するため、その事業場の勤労者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業場の勤労者の過半数で組織する労働組合がないときはその勤労者の過半数を代表する者との書面による合意に基づき、信託会社（信託業務を兼営する銀行を含む。）、生命保険会社（保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社をいう。）、農業協同組合連合会（農業協同組合法第十条第一項第八号の事業のうち生命共済の事業を行う農業協同組合連合会をいう。）、損害保険会社（保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社をいう。）又は証券投資信託（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第一項に規定する証券投資信託をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）の証券投資信託委託業者（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者をいう。以下この項及び次条第二項第五号において同じ。）（以下「信託会社等」と総称する。）と締結した勤労者を受益者とする信託（政令

、勤労者を被保険者及び保険金受取人とする生命保険（政令で定めるものに限る。）、勤労者を被共済者及び共済金受取人とする生命共済（政令で定めるものに限る。）、勤労者を被保険者及び満期返戻金受取人とする損害保険（政令で定めるものに限る。）又は勤労者を受益証券の取得者とする証券投資信託（政令で定めるものに限る。）の設定（追加設定を含む。第一号及び第五号並びに同項において同じ。）の委任に関する契約で、次の要件を満たすものとして労働大臣の承認を受けたものをいう。

一、四（略）

五 当該契約が証券投資信託の設定の委任に関する契約である場合には、当該証券投資信託の受益証券は、譲渡することができないものとされており、かつ、当該受益証券を取得した勤労者が当該受益証券に係る証券投資信託の解約金又は償還金（収益の分配を含む。次号並びに次条第二項第五号及び第六号において「投資信託解約金等」という。）の支払を受けるべきこととなるまでの間、当該投資信託委託業者が、当該勤労者に代わつて、金融機関又は証券会社に、当該受益証券の保管の委託をすることとされていること。

六、九（略）

2（略）

（勤労者財産形成基金契約）

第六条の三（略）

で定めるものに限る。）、勤労者を被保険者及び保険金受取人とする生命保険（政令で定めるものに限る。）、勤労者を被共済者及び共済金受取人とする生命共済（政令で定めるものに限る。）、勤労者を被保険者及び満期返戻金受取人とする損害保険（政令で定めるものに限る。）又は勤労者を受益証券の取得者とする証券投資信託（政令で定めるものに限る。）の設定（追加設定を含む。第一号及び第五号並びに同項において同じ。）の委任に関する契約で、次の要件を満たすものとして労働大臣の承認を受けたものをいう。

一、四（略）

五 当該契約が証券投資信託の設定の委任に関する契約である場合には、当該証券投資信託の受益証券は、譲渡することができないものとされており、かつ、当該受益証券を取得した勤労者が当該受益証券に係る証券投資信託の解約金又は償還金（収益の分配を含む。次号並びに次条第二項第五号及び第六号において「投資信託解約金等」という。）の支払を受けるべきこととなるまでの間、当該証券投資信託委託業者が、当該勤労者に代わつて、金融機関又は証券会社に、当該受益証券の保管の委託をすることとされていること。

六、九（略）

2（略）

（勤労者財産形成基金契約）

第六条の三（略）

2 この法律において「第一種勤労者財産形成基金契約」とは、勤労者財産形成基金が、その構成員である勤労者の財産形成に寄与するため、信託会社等と締結した当該勤労者を受益者とする信託（政令で定めるものに限る。） （当該勤労者を被保険者及び保険金受取人とする生命保険（政令で定めるものに限る。） （当該勤労者を被共済者及び共済金受取人とする生命共済（政令で定めるものに限る。） （当該勤労者を被保険者及び満期返戻金受取人とする損害保険（政令で定めるものに限る。）又は当該勤労者を受益証券の取得者とする証券投資信託（政令で定めるものに限る。）の設定の委任に関する契約で、次の要件を満たすものとして労働大臣の承認を受けたものをいう。 一 四 （略） 五 当該契約が証券投資信託の設定の委任に関する契約である場合には、当該証券投資信託の受益証券は、譲渡することができないものとされており、かつ、当該受益証券を取得した勤労者が当該受益証券に係る投資信託解約金等の支払を受けるべきこととなるまでの間、当該投資信託委託業者が、当該勤労者に代わつて、金融機関又は証券会社に、当該受益証券の保管の委託をすることとされていること。 六 九 （略） 三・四 （略）	
2 この法律において「第一種勤労者財産形成基金契約」とは、勤労者財産形成基金が、その構成員である勤労者の財産形成に寄与するため、信託会社等と締結した当該勤労者を受益者とする信託（政令で定めるものに限る。） （当該勤労者を被保険者及び保険金受取人とする生命保険（政令で定めるものに限る。） （当該勤労者を被共済者及び共済金受取人とする生命共済（政令で定めるものに限る。） （当該勤労者を被保険者及び満期返戻金受取人とする損害保険（政令で定めるものに限る。）又は当該勤労者を受益証券の取得者とする証券投資信託（政令で定めるものに限る。）の設定の委任に関する契約で、次の要件を満たすものとして労働大臣の承認を受けたものをいう。 一 四 （略） 五 当該契約が証券投資信託の設定の委任に関する契約である場合には、当該証券投資信託の受益証券は、譲渡することができないものとされており、かつ、当該受益証券を取得した勤労者が当該受益証券に係る投資信託解約金等の支払を受けるべきこととなるまでの間、当該証券投資信託委託業者が、当該勤労者に代わつて、金融機関又は証券会社に、当該受益証券の保管の委託をすることとされていること。 六 九 （略） 三・四 （略）	